

株 主 各 位

第102期 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

・ 主要な事業所及び工場	1 頁
・ 使用人の状況	1 頁
・ 主要な借入先及び借入額	2 頁
・ 会社の株式に関する事項	3 頁
・ 社外役員に関する事項	4 頁
・ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項	7 頁
・ 会計監査人の状況	8 頁
・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項	9 頁
・ 連結株主資本等変動計算書	15 頁
・ 連結計算書類の連結注記表	16 頁
・ 貸借対照表	24 頁
・ 損益計算書	25 頁
・ 株主資本等変動計算書	26 頁
・ 計算書類の個別注記表	27 頁
・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書	31 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、株主に交付する書面には含まれておりません。

新明和工業株式会社

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

主要な事業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	兵庫県宝塚市	中国支店	広島市南区
東京本部	横浜市鶴見区	九州支店	福岡市博多区
上野ビル	東京都台東区	佐野工場	栃木県佐野市
北海道支店	札幌市西区	寒川工場	神奈川県高座郡寒川町
東北支店	仙台市宮城野区	宝塚工場	兵庫県宝塚市
関東支店	さいたま市北区	甲南工場	神戸市東灘区
中部支店	名古屋市中区	小野工場	兵庫県小野市
関西支店	(特装車)兵庫県宝塚市、(流体)大阪市淀川区	広島工場	広島県東広島市

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
株式会社明和工務店	神戸市中央区	新明和パークテック株式会社	東京都港区
新明和オートエンジニアリング株式会社	横浜市鶴見区	新明和ソフトテクノロジー株式会社	兵庫県西宮市
イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市	新明和ウエステック株式会社	兵庫県宝塚市
大亜真空株式会社	千葉県八千代市	Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	タイ王国サムソン
東邦車輛株式会社	横浜市鶴見区	KOREA VACUUM LIMITED	大韓民国大邱広域市

(注) 東邦車輛株式会社の本店所在地は、群馬県邑楽郡邑楽町であります。

使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
7,378 名	+815 名

(注) 1. 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問は含まれておりません。
2. 前連結会計年度末と比べて人数が増加した主な要因は、集計基準の見直しによりパートタイマー及びアルバイトを含めたことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,786 名	+360 名	44.0 歳	14.2 年

(注) 1. 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問は含まれておりません。
2. 前事業年度末と比べて人数が増加した主な要因は、集計基準の見直しによりパートタイマー及びアルバイトを含めたことによるものです。

主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	17,685 百万円
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社三井住友銀行	8,048
株式会社日本政策投資銀行	3,000

会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 70,000,000株

(3) 株 主 数 32,474名

(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,596 千株	11.48 %
三信株式会社	6,749	10.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,496	6.79
新明和グループ従業員持株会	3,240	4.89
住友不動産株式会社	1,837	2.77
東洋ビルメンテナンス株式会社	1,391	2.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,371	2.07
新明和グループ取引先持株会	1,274	1.92
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,180	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,027	1.55

(注) 1. 持株比率は、自己株式（3,856,655株）を控除して計算しております。

2. 2026年5月12日付で、野村證券株式会社ほか1社が2026年4月30日現在で4,518千株（持株比率6.83%）を共同保有している旨の大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

同制度に基づき、当事業年度においては、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、職務執行の対価として11,985株を交付いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	長井聖子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授	特別の関係はありません。
		王子ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	梅原俊志	不二製油株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		第一稀元素化学工業株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		株式会社JCC L 代表取締役	特別の関係はありません。
取締役	浅見彰子	タイガー魔法瓶株式会社 取締役	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	杵山栄理	はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士	特別の関係はありません。
		株式会社リニカル 社外取締役(監査等委員)	特別の関係はありません。
		ロート製薬株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		全保連株式会社 社外監査役	当社と同社との間には駐車設備の運営管理に係る取引関係がありますが、年間取引額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外取締役(監査等委員)としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	木村文彦	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役	当社と同社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引額は83百万円であり、当社及び同社の売上高に占める割合が僅少であるため、社外取締役(監査等委員)としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。
		公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事	特別の関係はありません。
		木村文彦公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	鈴木敦子	株式会社あさひ 社外取締役(監査等委員)	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査等委員会並びに監査役会への出席の状況、発言の状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席の状況、発言の状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長井聖子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、他社での業務経験や社外取締役としての経験、大学教授としての知見等に基づき、多様な人材の育成・活躍や従業員のエンゲージメントの向上、労働安全衛生に係る取り組みの強化、リスクマネジメントその他の取締役会に付議された重要な議案に関して活発に意見の表明を行ったほか、「指名・報酬委員会」の委員としてサクセッションプランの運用や役員的人事・報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場から当社の経営の監督や経営に関する助言を行っており、取締役会における議論の活性化や多様な視点に基づいて議論が行われることに寄与しております。
取締役	梅原俊志	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づき、M&Aや新事業開発に係る戦略の策定・推進やグループ・ガバナンスの強化、労働安全衛生に係る取り組みの強化その他の取締役会に付議された重要な議案に関して活発に意見の表明を行ったほか、「指名・報酬委員会」の委員長としてサクセッションプランの運用や役員的人事・報酬水準について審議をリードするとともに、同委員会の運営等についても積極的に改善提案を行い実効性のさらなる向上を図るなど、経営陣から独立した客観的な立場から当社の経営の監督や経営に関する助言を行っており、取締役会における議論の活性化や多様な視点に基づいて議論が行われることに寄与しております。
取締役	浅見彰子	当事業年度において、取締役に選任された後に開催された取締役会12回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づき、M&Aや海外事業展開に係る戦略の策定・推進や多様な人材の育成・活躍に向けた取り組みその他の取締役会に付議された重要な議案に関して活発に意見の表明を行ったほか、「指名・報酬委員会」の委員としてサクセッションプランの運用や役員的人事・報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場から当社の経営の監督や経営に関する助言を行っており、取締役会における議論の活性化や多様な視点に基づいて議論が行われることに寄与しております。
取締役 (監査等委員)	杵山栄理	当事業年度に開催された取締役会14回の全て並びに「監査等委員会設置会社」移行前に開催された監査役会2回及び同移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、コンプライアンス体制の強化に向けた取り組みやグループ・ガバナンスの強化、多様な人材の育成・活躍に向けた取り組みその他の取締役会に付議された重要な議案に関して活発に意見の表明を行うなど、社外取締役（監査等委員）として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会及び監査等委員会並びに監査役会において客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っており、取締役会における議論の活性化や多様な視点に基づいて議論が行われることに寄与しております。
取締役 (監査等委員)	木村文彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全て並びに「監査等委員会設置会社」移行前に開催された監査役会2回及び同移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、海外グループ会社の管理に係る課題やコンプライアンス違反事案への対応、事業の継続・拡大に向けた人材確保に係る提案その他の取締役会に付議された重要な議案に関して活発に意見の表明を行うなど、社外取締役（監査等委員）として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会及び監査等委員会並びに監査役会において客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っており、取締役会における議論の活性化や多様な視点に基づいて議論が行われることに寄与しております。
取締役 (監査等委員)	鈴木敦子	当事業年度において、取締役（監査等委員）に選任された後に開催された取締役会12回の全て及び監査等委員会10回の全てに出席し、他社での業務経験や社外取締役及び社外監査役としての経験に基づき、多様な人材の育成・活躍に向けた取り組みや事業の継続・拡大に向けた人材の確保、株主・投資家との対話に係る取り組みその他の取締役会に付議された重要な議案に関して活発に意見の表明を行うなど、社外取締役（監査等委員）として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会及び監査等委員会において客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っており、取締役会における議論の活性化や多様な視点に基づいて議論が行われることに寄与しております。

イ. 当社の不当な業務の執行等への対応の概要

i) 特装車事業に関する独占禁止法違反について

当社及び当社の連結子会社（完全子会社）である東邦車輛株式会社（主な事業内容：特装車及びその部品の製造、販売及び修理）は、2024年11月12日、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法に違反する行為を行っていた疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以後、同委員会による調査に協力してまいりましたが、同事案に関し、2025年9月24日、同委員会から当該製品の他の製造販売業者に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。その発表の中で、当社及び東邦車輛株式会社も独占禁止法に違反する行為を行っていたことが認定されております。

本事案は、2023年9月12日、機械式駐車装置の設置工事に関して、当社が他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていた疑いにより公正取引委員会から立入検査を受けた後、他に独占禁止法に違反する行為が行われていないか当社内で調査を行った結果、発覚したものです。この社内調査の結果を受けて、当社は、本事案について、公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請・違反行為の自主申告を行いました。

社外取締役である長井聖子及び梅原俊志の両氏並びに社外取締役（監査等委員）である杵山栄理及び木村文彦の両氏は、本事案が発覚するまで、その事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行っておりました。

本事案の発覚後は、社外取締役である長井聖子、梅原俊志及び浅見彰子の各氏並びに社外取締役（監査等委員）である杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子の各氏は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行っており、その職務を適切に遂行しております。

ii) 機械式立体駐車場の屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合について

当社が供給した機械式立体駐車場の屋根（耐火構造）の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、このうち建築基準法で求める性能を満たさない可能性があるものが508棟あることが判明したことから国土交通省にこれを報告し、2025年10月28日、同省からこのことが発表されております。

社外取締役である長井聖子、梅原俊志及び浅見彰子の各氏並びに社外取締役（監査等委員）である杵山栄理、木村文彦及び鈴木敦子の各氏は、本事案が発覚するまで、その事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行っておりました。

また上記各事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行っており、その職務を適切に遂行しております。

会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）契約を締結しております。

なお、当該契約は、2026年6月に同一内容で更新する予定であります。

(1) D&O保険の被保険者の範囲

当社の取締役及び執行役員並びに日本国内の子会社の取締役及び監査役を被保険者としております。

(2) D&O保険契約の内容の概要

① 填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補することとしております。

② 保険契約の期間

保険契約の期間は1年間であります。

③ 被保険者の実質的保険料負担割合

全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担しております。

④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないことにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 56百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、前期の会計監査人の監査計画と実績の状況を確認するとともに、当事業年度に係る監査計画日数・配員計画及び報酬見積額の算定根拠等について必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額については妥当であると判断し、同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社のうち、KOREA VACUUM LIMITEDほか海外現地法人の一部につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任

- 一 監査等委員会は、監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 二 監査等委員会は、上記一において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態が合理的に予想されるときは、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

② 不再任

- 監査等委員会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 一 監査法人である会計監査人がその社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反したと判断した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないとき
- 二 会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に行われることを確保できないと判断されるとき
- 三 上記一及び二の他、会計監査人の業務執行状況等を当社が規定する会計監査人の評価基準に基づき総合的に評価した結果、会計監査人を変更することが適切であると判断したとき

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「社是」「経営理念」「行動指針」「行動規範」に基づき、法令や社会的規範を順守した企業活動を行います。

代表取締役は、取締役会の決議、定款の定めに基づく取締役会からの重要な業務執行の決定に関する委任並びに稟議規程及び業務分掌規程等の社内規則に基づき業務執行に関する意思決定を行うとともに、他の業務執行取締役とともに業務を執行するものとします。そして、利害関係を有しない社外取締役を含む取締役会がこれを監督し、監査等委員会が適正性を監査するものとします。

取締役の人事、報酬等に関する客観性及び妥当性をより一層高めるべく、取締役会は、あらかじめ社外取締役のみで構成する「指名・報酬委員会」に当該人事及び報酬等に関する事項について諮問し、同委員会の答申に基づきこれらを決定することとします。

また、当社は、企業の社会的責任（CSR）に関する経営方針、課題や指標の検討並びにそれら課題等の達成状況のモニタリングを行うこと等を目的として「サステナビリティ会議」を設置することとします。

そのほか、内部通報窓口（企業倫理ヘルプライン）を設置し、問題事象の早期把握と自浄作用によるコンプライアンス・リスクの排除に努めることとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則、稟議規程等の社内規則に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程に定める期間保存することとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、輸出管理、情報管理、品質管理、環境管理、及び災害等に関するリスクについては、担当部門が中心となって社内規則及びマニュアル等の整備を行い、使用人に対する教育を実施するとともに、法令順守の徹底に関し適時の情報提供を行い、その浸透を図ることとします。

また、事業遂行に係るリスクについては、リスクマネジメントについて定めた規程等を設け、各事業部において事業特性に適合したリスクマネジメント体制を主体的に構築するものとし、一方で、本社においては各事業部のリスクマネジメントの状況をモニタリングするとともに、災害リスクや財務リスク等、全社横断的なリスク対策を実施することにより、リスクマネジメント体制を確立することとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個別事業の運営に関する権限を執行役員に委譲し、意思決定の迅速化及び責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図るとともに、取締役が個別事業の評価及び経営資源の配分等に関する意思決定と監督を通じて、コーポレートガバナンスの強化と業務の効率化に努めます。

また、組織等職務執行体制の分掌、権限及び責任を明確にした単年度及び中期の経営計画を策定するとともに、その定期的な見直しと改定を行います。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令や社会的規範、社会的良識に基づいて行動するための指針である「行動指針」「行動規範」に加え、「新明和企業倫理の日」及び「企業倫理月間」を定め、コンプライアンスに関する意識の浸透と諸制度の定着を推進します。

また、使用人の業務執行は、法令、定款、稟議規程及び業務分掌規程等の社内規則に基づき行われるものとし、これを検証するため監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めます。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社と「社是」「経営理念」「行動指針」「行動規範」を共有し、法令や社会的規範を順守した企業活動を行います。

また、グループ会社の管理について定めた規程等に基づき、グループ各社における役員、使用人等（以下「役職員」という。）の業務執行について必要に応じて報告を求め、又は当社の担当部門との間で協議を行うこととするほか、当社の役職員をグループ各社の取締役、監査役等として派遣することにより、グループ各社の業務執行の状況の把握に努めるとともに、当社とグループ各社との間での報告・協議の促進を図ります。

これらに加えて、監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、グループ各社からも利用可能な内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めます。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びそれらの取締役及び使用人に対する当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するための組織を設けた上で、かかる補助使用人を配置するとともに、必要に応じ、関係部門による支援を行います。

監査等委員会の補助使用人を置く場合は、その人事異動、評価については監査等委員会の意見を聴取し、尊重することとします。

(8) 監査等委員会から他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査部門は、監査等委員会と連携して内部監査を行います。

監査等委員会は、監査部門に対し、内部監査に関して必要な指示を行うことができ、監査等委員会からの指示とは異なる指示が代表取締役からなされた場合は、監査等委員会からの指示が優越するものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、出席する取締役会、経営会議その他の重要な社内会議において、取締役又は使用人等から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、監査等委員会からの求めに応じて、監査等委員会が職務を行うために必要とする事項について報告を受けることとします。

また、監査等委員が、代表取締役及び監査等委員ではない社外取締役と定期的に意見交換を行うことができるよう、その機会の確保に努めます。

これらのほか、監査等委員が当社及びグループ各社の役職員と相互に意見交換や情報の共有を行うことができるよう、その機会の確保に努めます。

また、監査部門は、監査等委員会に対し、当社及びグループ各社に対する内部監査の実施状況、その結果等を報告することとします。

なお、当社は、役職員が職務の執行に関して監査等委員会への報告又は内部通報制度に基づく内部通報を行ったことを理由として、当該報告又は内部通報を行った役職員に対し不利益な取扱いを行わないこととします。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関する者に限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用について監査等委員から前払い又は償還の請求があった場合には、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これに応じることとします。

(11) その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の要請に応じ、稟議書類等の重要文書を開示するとともに、取締役及び使用人の職務に関する調査、報告及び説明を行います。

このほか、会計監査人との意見交換の機会を提供することとします。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行の適正性・効率性の確保に関する体制の運用状況

取締役会は原則として毎月1回、当事業年度においては合計14回開催し、中期経営計画の進捗状況のモニタリングその他の重要な経営課題について議論、検討するなど、取締役の業務執行について監督を行っているほか、監査等委員会が主体となって取締役の職務執行状況を調査するなど、取締役の職務の執行の適正性・効率性の確保に努めました。

また、社外取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員は、取締役会における議論の充実を図ること等を目的として、情報及び意見の交換を行っております。この情報・意見交換会は、当事業年度においては3回実施されました。

〔取締役会の実効性評価について〕

当社では、外部機関に委託して、取締役らに対し、取締役会の実効性評価に係るアンケート調査（5段階評価方式と自由記述方式の併用）を実施しております。

このアンケート調査においてポジティブサイドの評価が多数であったことから、取締役らは、当社の取締役会の実効性が確保されていると評価しているものと判断しております。

もっとも、アンケート調査の自由記述方式での回答では、取締役会の実効性のさらなる向上に向けて積極的・多数の意見の表明がありました。前事業年度の実効性評価の調査結果からの評価の推移や、近年、独占禁止法違反事案をはじめコンプライアンス上の問題が相次ぎ発覚したことを踏まえ、特に以下の3点を重要な課題と認識し、取締役会の実効性のさらなる向上に取り組んでいくこととします。

i) 「指名・報酬委員会」の運営と取締役社長選定プロセスの高度化

すでに「指名・報酬委員会」において委員である社外取締役から同委員会の運営や開催頻度、議論の内容等について改善提案が出され、これに基づき同委員会において検討が進められており、その検討結果を踏まえて取締役社長の選定に係る取締役会の審議・監督の在り方についての認識共有、改善状況の確認・検討を行い、取締役会としての監督機能の強化を図ってまいります。

ii) 事業ポートフォリオ・経営資源配分の議論の深化

取締役会における「事業ポートフォリオ」や「経営資源配分」の審議の充実に向けて、あらかじめ取締役会の審議計画を策定し、これを踏まえて社内の検討・準備を行うこととしておりますが、これらの議題に関する取締役会の審議状況、取締役会としての問題意識等を執行側に適切にフィードバックすること等を通じて社内の検討・準備を充実させることにより、取締役会における「事業ポートフォリオ」や「経営資源配分」の議論のさらなる深化を図ってまいります。

iii) コンプライアンス順守の企業文化構築に向けた監督の継続

引き続き、独占禁止法違反事案に関する排除措置命令の執行としての独占禁止法の順守に向けた教育・監査やイントラネット・グループ報を通じた情報発信等に取り組むほか、各部門のコンプライアンス教育の実施状況の調査結果を踏まえ、業務を遂行する上で重要となる個別の法令・順守すべき規範等についても反復・継続的に、より効果的な教育を行うことができるよう、eラーニングの展開・コンテンツ整備を行い、コンプライアンス教育の強化に取り組んでまいります。これらの取り組み状況について、「内部統制システム構築の基本方針」運用状況の報告等を通じて継続的にモニタリングを実施するとともに、それらの取り組みの実効性の評価や改善に向けた検討を行うことで取締役会としての監督の強化を図ってまいります。

② コンプライアンスに関する体制の運用状況

当事業年度において、①特装車事業に関する独占禁止法違反及び②機械式立体駐車場の屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合という2件の法令違反を確認したことから、それぞれ同種事案の再発防止に向けた取り組みを実施しております。

各事案の概要及び再発防止に向けた取り組みの内容は、以下のとおりであります。

i) 特装車事業に関する独占禁止法違反について

当社及び当社の連結子会社（完全子会社）である東邦車輛株式会社（主な事業内容：特装車及びその部品の製造、販売及び修理）は、2024年11月12日、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法に違反する行為を行っていた疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以後、同委員会による調査に協力してまいりましたが、同事案に関し、2025年9月24日、同委員会から当該製品の他の製造販売業者に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。その発表の中で、当社及び東邦車輛株式会社も独占禁止法に違反する行為を行っていたことが認定されております。

ただし、当社及び東邦車輛株式会社は、上記立入検査前に当該違反行為を取りやめ、同委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告するとともに、同委員会の調査に全面的に協力したこと等から、排除措置命令は受けず、課徴金の納付も免除されております。

なお、当社は、2025年3月25日にも、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金の額：5,587万円。なお、この課徴金の額は、課徴金減免制度の適用により30%減額されたものであります。）を受けております。

当社は、これらの独占禁止法違反が相次ぎ発覚した事態を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の強化に向けた取り組みを進めております。具体的な取り組みの内容は、以下のとおりであります。

ア. グループ会社を含む全ての役員及び従業員に対する社長メッセージの発信

取締役社長からグループ会社を含む全ての役員及び従業員に対し、「行動指針」及び「行動規範」に則り、高い倫理観に基づく責任ある行動を採るべきことやコンプライアンスを徹底すべきこと等をメッセージとして発信しました（2024年1月、2025年1月、同年3月及び同年10月）。

イ. 専門の調査チームによる独占禁止法違反行為の有無の調査

2023年9月、弁護士及び法務部門から成る調査チームを組成し、グループ会社を含む営業担当者並びにその他の競争上の機微情報を取り扱う役員及び従業員を対象に、過去5年間に遡って独占禁止法に違反するおそれのある行為の有無の調査を実施しました。この調査を通じて上記特装車事業に関する独占禁止法違反の事実を把握したことから、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請・違反行為の自主申告を行ったものです。

また、公正取引委員会からの排除措置命令に則り、法務部門が主となって独占禁止法の順守状況について監査を行い、独占禁止法違反行為が行われていないことを確認しました（2026年2月）。

ウ. 弁護士を講師とする独占禁止法の順守に係る研修の実施

グループ会社を含む全ての役員及び従業員を対象に、弁護士を講師に迎え、独占禁止法の順守に係る研修を実施しました（2023年10月及び2025年1月）。

また、公正取引委員会からの排除措置命令に則り、機械式駐車装置の設置工事の営業を担当する役員及び従業員に対して独占禁止法の順守に係る研修を実施しました（2025年6月）。

エ. 競合他社の従業員等と接触する場合等のルールの制定・運用

競合他社の役員及び従業員との間で競争上の機微情報に関する取り決めや交換を行うことを禁止するとともに、競合他社の役員及び従業員と打ち合わせを行ったり、メールのやり取りをしたりする等の接触をする場合、あるいは接触をした場合の届け出・審査等に関する社

内規程を制定し、運用しております（2024年4月以降）。

オ. 社内リーニエンシー制度の制定・運用

法令違反等の不正行為を行った場合、これを自主的に申告して不正行為の改善等に貢献した役員及び従業員については、懲戒処分内容が免除・減軽され得ることを明文化した社内リーニエンシー規程を制定し、運用しております（2025年7月以降）。

ii) 機械式立体駐車場の屋根における国土交通大臣認定仕様への不適合について

当社が供給した機械式立体駐車場の屋根（耐火構造）の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、このうち建築基準法で求める性能を満たさない可能性があるものが508棟あることが判明したことから国土交通省にこれを報告し、2025年10月28日、同省からこのことが発表されました。

当社は、国土交通省等の指導に従って新たに国土交通大臣認定を取得する等の是正措置を進めるとともに、設計・施工において国土交通大臣認定への適合性を確認するプロセスを設ける等、再発防止に向けた取り組みを行っております。

また、当社グループは、業務執行が適正に行われる体制の強化を図るため、当社グループ各社の役職員が利用することができる内部通報制度「企業倫理ヘルプライン」を導入しております。

そのほか、同制度の社外通報窓口業務を委託している外部業者を通じて、役職員のコンプライアンス意識や同制度の利用に関する意識等についてのアンケート調査を継続的に実施すること等により同制度の運用等について改善を図り、もってコンプライアンス体制のさらなる強化を図ることとしております。このアンケート調査の結果は、当社及び当社のグループ会社に所属する全ての役職員に冊子で配布されるグループ報で要旨を紹介するとともに、イントラネットにも詳細を紹介する記事を掲載し、適切にフィードバックを実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する体制の運用状況

執行役員等の業務の遂行状況や事業の課題などについては取締役会、経営会議等において適宜報告・検討が行われており、主要な事業の進捗状況、課題等に関する情報を随時アップデートしながら経営幹部がこれらを共有することなどによって損失のリスクの適正な管理に努めております。

④ 監査に関する体制の運用状況

内部監査部門は、当社の主要な事業所及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、その実施状況及び結果については監査等委員会及び取締役会にて報告いたしました。

また、監査等委員は、当社の取締役会、経営会議等の重要な会議に出席したほか、監査等委員会において定めた監査計画・監査基準に基づいて当社各部門及び当社グループ各社に対する監査を実施するなどにより、取締役及び使用人の業務執行の適正性について監査を行いました。

これに加えて、監査等委員は、これら監査等委員会の監査の実施状況及び結果の概要を代表取締役に対して報告するとともに意見交換を行うこととしております。この報告会及び意見交換会は、当事業年度においては各2回ずつ実施されました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,981	14,844	79,414	△5,582	104,657
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,570		△3,570
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			11,507		11,507
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		3		76	80
連 結 範 囲 の 変 動			6		6
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△43			△43
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△39	7,942	74	7,978
当 期 末 残 高	15,981	14,804	87,356	△5,508	112,635

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	2,534	△377	3,494	1,718	7,369	1,039	113,066
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△37	△3,607
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							11,507
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							80
連 結 範 囲 の 変 動			△4		△4		1
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動						△254	△297
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	2,792	－	827	1,260	4,880	58	4,938
当 期 変 動 額 合 計	2,792	－	822	1,260	4,875	△233	12,620
当 期 末 残 高	5,326	△377	4,317	2,978	12,245	805	125,687

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 29社

主要な連結子会社の名称

(株)明和工務店、新明和オートエンジニアリング(株)、イワフジ工業(株)、東邦車輛(株)、新明和パークテック(株)

KOREA VACUUM LIMITED

前連結会計年度において連結子会社であった新明和(重慶)環保科技有限公司は、重要性が低下したため連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 16社

主要な非連結子会社の名称

ShinMaywa (California), Ltd.、(株)ゴードーソリューション

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 (株)ゴードーソリューション 関連会社 1社 重慶耐德新明和工業有限公司

(2) 持分法非適用の非連結子会社 15社

主要な会社等の名称 ShinMaywa (California), Ltd.

関連会社 5社

主要な会社等の名称 (株)カミック

持分法非適用の非連結子会社及び持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社 ShinMaywa(Asia)Pte. Ltd.
KOREA VACUUM LIMITED
TurboMAX Co., Ltd.

他9社の決算日は、12月31日であります。

決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、子会社の決算日の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日の差異により生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法
ただし、一部の連結子会社については定額法によっております。なお、当社及び主要な国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（おおむね5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 役員賞与引当金 : 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
 - ③ 製品保証引当金 : 一部の連結子会社は、製品のアフターサービス費及び完成工事の補償費用の支出に備えるため、過去の実績額に基づいて計上しております。
 - ④ 工事損失引当金 : 当社及び一部の連結子会社は、受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が確実であり、かつ、その金額を合理的に見積ることができると見込まれる工事について、その損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 株式給付引当金 : 株式報酬規程に基づく、将来の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、特装車事業、パーキングシステム事業、産機・環境システム事業、流体事業、航空機事業を主な事業としており、各事業の製品の製造及び販売、保守サービスを行っております。
- 製品の販売については、国内販売においては、主に出荷時に収益を認識しており、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。
- 保守サービスや工事契約については、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い等の一部の請負工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- 当社グループが代理人として製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。
- 取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) のれんの償却方法及び期間
- のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「株式給付引当金」は、開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「株式給付引当金」は83百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

- ・ 当連結会計年度計上額 7,716百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 工事損失引当金（パーキングシステム事業）

- ・ 当連結会計年度計上額 1,081百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

パーキングシステム事業の工事損失引当金は、契約上予定されている製品の納入基数に対応する工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合に認識しております。工事原価総額の算定要素には資材価格、資材数量、外注価格、外注工数等があり、資材価格及び外注価格の変動は、工事原価総額に大きく影響を及ぼすことから、資材価格及び外注価格の将来見通しが工事原価総額の見積りにおいて特に重要となり、主要な仮定と判断しております。実際に発生した製品原価が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において、売上原価及び工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

建物及び構築物	167百万円
土地	259百万円

短期借入金	426百万円
-------	--------

(2) 関連会社等の借入金等の担保

その他の流動資産	18百万円
投資有価証券	55百万円
長期貸付金	45百万円

2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 103,259百万円

3. 有形固定資産に対する減損損失累計額
減損損失累計額は、減価償却累計額に含めております。

4. 保証債務
契約履行保証保険に対する連帯保証 95百万円

5. 受取手形裏書譲渡高 3百万円

6. 債権流動化に伴う買戻し義務 2,899百万円

7. 土地の再評価

建設業を営む連結子会社について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
- ・再評価を行った年月日… 2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と帳簿価額との差額…
時価は帳簿価額より96百万円下落しております。

（連結損益計算書に関する注記）

1. 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益は、保有する投資有価証券の一部(上場株式1銘柄、非上場株式2銘柄)を売却したことによるものであります。

2. 受取和解金

当社製品の特許権等の使用に関する和解金を受け取ったことによるものであります。

3. 減損損失

以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大韓民国	事業用資産 (産機・環境システム事業)	建物及び構築物
		機械装置及び運搬具
		その他有形固定資産

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって、資産のグルーピングを行っております。

産機・環境システム事業において、連結子会社であるKOREA VACUUM LIMITEDの事業用資産について、急激なEV需要の低迷により業績が悪化している状況を総合的に勘案し、国際財務報告基準に基づき減損テストを実施した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失762百万円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物162百万円、機械装置及び運搬具571百万円、その他有形固定資産27百万円であります。

4. 投資有価証券評価損

投資有価証券評価損は、保有する投資有価証券の一部(非上場株式3銘柄)について、取得価額に比べて評価が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

5. 関係会社出資金評価損

関係会社出資金評価損の主なもの、新明和(重慶)環保科技有限公司の出資金に係る評価損であります。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 70,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,784	27.0	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	1,785	27.0	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,918	29.0	2026年3月31日	2026年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金を銀行借入等により調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクは先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主に株式及び債券であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の期日であります。

借入金には主に事業資金に係る資金調達であり、流動性リスクは適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理をしております。

利用しているデリバティブ取引は通貨関連の先物為替予約取引であり、内部管理規程に基づき、原則として実需に伴う取引に限定し実施することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産(*2)	71,841		
(2) 電子記録債権 貸倒引当金(*3)	15,429 △166		
	87,104	87,079	△25
(3) 投資有価証券 その他有価証券(*4)	14,730	14,730	—
(4) 支払手形及び買掛金	45,212	45,212	—
(5) 長期借入金(*5)	44,000	43,385	△614
(6) デリバティブ取引(*6)	(51)	(51)	—

(*1) 現金及び預金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 契約資産を除いた金額で表示しております。

(*3) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4) 以下の金融商品は、市場価格がなく、その他有価証券には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,183

(*5) 長期借入金については、1年以内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(*6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*7) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は238百万円であります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	36,057	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	70,671	1,170	—	—
電子記録債権	15,429	—	—	—
合計	122,158	1,170	—	—

(注2)借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,960	—	—	—	—	—
長期借入金	9,000	1,000	1,000	33,000	—	—
合計	13,960	1,000	1,000	33,000	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,728	—	—	12,728
社債	2,002	—	—	2,002
資産計	14,730	—	—	14,730
デリバティブ取引				
通貨関連	—	51	—	51
負債計	—	51	—	51

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	71,649	—	71,649
電子記録債権	—	15,429	—	15,429
資産計	—	87,079	—	87,079
支払手形及び買掛金	—	45,212	—	45,212
長期借入金	—	43,385	—	43,385
負債計	—	88,597	—	88,597

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債の時価は相場価格を用いて評価しております。その他有価証券は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により計算しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により計算しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、賃貸用のマンション等を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,533	4,945

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、路線価等に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	主な事業						その他	合計
	特装車	パーキングシステム	産機・環境システム	流体	航空機	計		
売上高								
日本	113,940	44,718	16,912	22,295	22,678	220,546	17,318	237,864
アジア	1,195	6,027	6,437	5,396	—	19,056	—	19,056
北米	2	—	1,305	1,317	17,204	19,829	—	19,829
その他	2,445	—	2,667	976	1,675	7,764	—	7,764
顧客との契約から生じる収益	117,583	50,745	27,323	29,986	41,558	267,197	17,318	284,515
その他の収益	—	—	—	—	—	—	509	509
外部顧客への売上高	117,583	50,745	27,323	29,986	41,558	267,197	17,827	285,024

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	74,450
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	87,271
契約資産（期首残高）	11,019
契約資産（期末残高）	7,732
契約負債（期首残高）	16,147
契約負債（期末残高）	21,422

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,501百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

1年以内	201,123
1年超2年以内	74,670
2年超3年以内	37,418
3年超	47,614
合計	360,826

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,888円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 174円02銭 |

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	132,339	流 動 負 債	104,086
現金及び預金	23,057	買 掛 金	32,841
受 取 手 形	3,061	1年内返済予定の長期借入金	9,000
電 子 記 録 債 権	10,611	未 払 金	4,131
売 掛 金	39,891	未 払 費 用	11,827
契 約 資 産	3,974	未 払 法 人 税 等	2,173
商 品 及 び 製 品	741	契 約 負 債	19,517
仕 掛 品	17,308	預 り 金	21,911
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	20,764	役 員 賞 与 引 当 金	56
前 払 費 用	603	工 事 損 失 引 当 金	2,253
そ の 他 の 流 動 資 産	12,547	そ の 他 の 流 動 負 債	372
貸 倒 引 当 金	△224		
固 定 資 産	79,058	固 定 負 債	47,374
有 形 固 定 資 産	29,572	長 期 借 入 金	35,000
建 物	12,399	リ ー ス 債 務	145
構 築 物	1,605	株 式 給 付 引 当 金	225
機 械 装 置	4,699	退 職 給 付 引 当 金	10,649
車 両 運 搬 具	90	そ の 他 の 固 定 負 債	1,354
工 具 器 具 備 品	1,307	負 債 合 計	151,461
土 地	3,750	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	132	株 主 資 本	56,304
建 設 仮 勘 定	5,587	資 本 金	15,981
無 形 固 定 資 産	1,818	資 本 剰 余 金	15,741
ソ フ ト ウ ェ ア	1,306	資 本 準 備 金	15,737
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	511	そ の 他 資 本 剰 余 金	3
投 資 そ の 他 の 資 産	47,667	利 益 剰 余 金	30,089
投 資 有 価 証 券	12,810	利 益 準 備 金	2,128
関 係 会 社 株 式	21,006	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,960
出 資 金	866	繰 越 利 益 剰 余 金	27,960
関 係 会 社 出 資 金	736	自 己 株 式	△5,508
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	668	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,632
繰 延 税 金 資 産	5,766	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,632
そ の 他 の 投 資 等	5,817		
貸 倒 引 当 金	△5	純 資 産 合 計	59,936
資 産 合 計	211,398	負 債 純 資 産 合 計	211,398

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		172,127
売上原価		149,251
売上総利益		22,876
販売費及び一般管理費		16,725
営業利益		6,150
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,559	
雑収益	1,385	4,945
営業外費用		
支払利息	656	
雑損失	1,083	1,739
経常利益		9,356
特別利益		
投資有価証券売却益	24	
受取和解金	558	583
特別損失		
固定資産処分損	99	
投資有価証券評価損	127	
関係会社出資金評価損	107	335
税引前当期純利益		9,604
法人税、住民税及び事業税	1,942	
法人税等調整額	△493	1,448
当期純利益		8,155

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	15,981	15,737	-	15,737	2,128	23,374	25,503	△5,582	51,640
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△3,570	△3,570		△3,570
当 期 純 利 益						8,155	8,155		8,155
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			3	3				76	80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3	3	-	4,585	4,585	74	4,664
当 期 末 残 高	15,981	15,737	3	15,741	2,128	27,960	30,089	△5,508	56,304

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,888	1,888	53,528
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△3,570
当 期 純 利 益			8,155
自 己 株 式 の 取 得			△1
自 己 株 式 の 処 分			80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,744	1,744	1,744
当 期 変 動 額 合 計	1,744	1,744	6,408
当 期 末 残 高	3,632	3,632	59,936

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（おおむね5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が確実であり、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式報酬規程に基づく、将来の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、特装車事業、パーキングシステム事業、産機・環境システム事業、流体事業、航空機事業を主な事業としており、各事業の製品の製造及び販売、保守サービスを行っております。

製品の販売については、国内販売においては、主に出荷時に収益を認識しており、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

保守サービスや工事契約については、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務

充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い等の一部の請負工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「株式給付引当金」は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「株式給付引当金」は69百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

- ・ 当事業年度計上額 5,766百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に注記した事項と同一であります。

2. 工事損失引当金（「パーキングシステム」事業部）

- ・ 当事業年度計上額 673百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に注記した事項と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

その他の流動資産	18百万円
投資有価証券	36百万円
関係会社株式	19百万円
関係会社長期貸付金	45百万円

なお、上記の資産は、主に関連会社の借入金の担保に供しているものであります。

2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 75,896百万円

3. 有形固定資産に対する減損損失累計額

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めております。

4. 保証債務

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	25	未払経費等の支払債務に対する連帯保証
KOREA VACUUM LIMITED	2,720	契約履行保証及び前受金返還に対する連帯保証
ShinMaywa(Asia)Pte.Ltd.	4,853	契約履行保証に対する連帯保証
エコセンター湘南株式会社	29	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
のぎエコセンター株式会社	22	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
しもつけエコセンター株式会社	29	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
エコセンター大磯株式会社	14	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
KOREA VACUUM LIMITED	4,611	金融機関からの借入金等に対する連帯保証
Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	48	金融機関からの借入金等に対する連帯保証
	12,354	—

5. 債権流動化に伴う買戻し義務

2,899百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(関係会社長期貸付金を除く)

短期金銭債権	14,627百万円
短期金銭債務	23,927百万円
長期金銭債務	38百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	11,511百万円
仕入高	8,113百万円
営業取引以外の取引高	4,744百万円

2. 投資有価証券売却益

投資有価証券売却益は、保有する上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。

3. 受取和解金

当社製品の特許権等の使用に関する和解金を受け取ったことによるものであります。

4. 投資有価証券評価損

投資有価証券評価損は、保有する投資有価証券の一部(非上場株式3銘柄)について、取得価額に比べて評価が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

5. 関係会社出資金評価損

関係会社出資金評価損は、新明和(重慶)環保科技有限公司への出資金に係る評価損であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,856,655株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,028百万円
賞与引当金	1,441百万円
工事損失引当金	709百万円
減価償却超過額	646百万円
その他	4,689百万円

繰延税金資産小計	9,515百万円
----------	----------

評価性引当額	△2,108百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	7,406百万円
----------	----------

繰延税金負債

有価証券評価差額金	1,640百万円
-----------	----------

繰延税金負債合計	1,640百万円
----------	----------

繰延税金資産の純額	5,766百万円
-----------	----------

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新明和商事株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助 福利厚生施設の管理 ファクタリング取引等 役員の兼任	ファクタリング 取引等	4,029	買掛金	3,781
子会社	新明和オート エンジニアリ ング株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員の兼任	資金の借入	1,404	預り金	2,154
子会社	新明和アクア テクサービス 株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員の兼任	資金の借入	2,985	預り金	3,830
子会社	イワフジ工業 株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員の兼任	資金の借入	5,626	預り金	6,370
子会社	東邦車輛 株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員の兼任	資金の借入	2,261	預り金	996
子会社	ShinMaywa(Asia) Pte. Ltd.	所有 直接 75.0%	資金援助 役員の兼任	資金の貸付	5,658	その他の 流動資産 (短期貸付金)	6,805
				債務保証	4,853	—	—
子会社	KOREA VACUUM LIMITED	所有 直接 100.0%	役員の兼任	債務保証	7,331	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 新明和商事株式会社に対する買掛金については、当社、当社の仕入先、新明和商事株式会社の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものを含みます。
2. ファクタリングの取引金額並びに期末残高には消費税等を含んで表示しております。
3. 資金の借入については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 貸付の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表に注記した事項と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 906円16銭
2. 1株当たり当期純利益 123円34銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

新明和工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新明和工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上